令和4年度 広島市内部統制評価報告書

令和5年7月

広島市長松井一實は、地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、 同項に規定する報告書(附属資料を含む。)を次のとおり作成しました。

1 内部統制の整備及び運用に関する事項

広島市長は、本市の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、本市においては、地方自治法第150条第1項の規定に基づき、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」(平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。)を踏まえた上で、広島市内部統制に関する方針を定め、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結び付き、一体となって機能することにより、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものです。このため、内部統制の目的の達成を阻害する全てのリスクを防止すること又は当該リスクの顕在化を適時に発見することができない可能性があります。

2 評価手続

評価対象期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日までとし、評価基準日は令和5年3月31日としました。また、評価は、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」に準拠して行いました。

3 評価結果

評価手続により評価作業を実施した結果、重大な不備に当たると認められる不備はありませんでしたので、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、及び評価対象期間において有効に運用されていると判断しました。

4 不備の是正に関する事項

記載すべき事項はありません。

令和5年7月10日

広島市長 松 井 一 實

附属資料

目 次

- 1 全庁的な内部統制の評価
 - (1) 評価方法
- (2) 評価結果
- 2 業務レベルの内部統制の評価
 - (1) 評価方法
 - ア 重要リスクに係るもの
 - イ 重要リスクに係るもの以外(不適切な事案)
 - (2) 評価結果
- 3 内部統制の総合評価

1 全庁的な内部統制の評価

(1) 評価方法

全庁的な内部統制の評価については、次の表のIからVIまでの基本的要素に関し、同表の1から12までの評価の基本的な考え方ごとに設定する「評価項目」について、「内部統制の概要」の欄及び「主な判断資料等」の欄の記載内容を踏まえて、当該内部統制の整備及び運用について不備があるかどうかを判断する。また、これらに不備があった場合は、後記3の内部統制の総合評価において、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断する。

公分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
絣	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
1	市長は、誠実性と倫理観に	三対する姿勢を表明しているか。	
	1-1 市長は、地方公	本市における内部統制の目的等を示した方針	○ 広島市内部統制に
	共団体が事務を適正に管	を策定し、公表している。また、この方針に基	する方針
	理し、及び執行する上	づき内部統制の取組を実行していくに当たって	○ 広島市内部統制に
	で、誠実性と倫理観が重	必要な訓令を定め、当該訓令に基づき置かれた	する規程
	要であることを、自らの	会議において、事務の適正な執行等に関する指	〇 内部統制会議にお
	指示、行動及び態度で示	示を行っている。	る指示
	しているか。	広島市職員の人材育成基本方針における「目	○ 広島市職員の人材
		指す職員像」の中で、公務員としての高い倫理	成基本方針
		観を保持すること等を掲げている。	
	1-2 市長は、自らが	本市における内部統制の目的等を示した方針	○ 広島市内部統制 l
	組織に求める誠実性と倫	を策定し、公表している。また、この方針に基	する方針
	理観について、職員の行	づき内部統制の取組を実行していくに当たって	○ 広島市内部統制に
	動及び意思決定の指針と	必要な訓令を定め、当該訓令に基づき、本市に	する規程
	なる具体的な行動基準等	おける内部統制について具体的な取組を行って	
	を定め、これについての	いる。	
	職員及び外部委託先並び	職員が遵守すべき職務に係る倫理原則、倫理	○ 広島市職員倫理条
	に住民等の理解を促進し	行動規準、利害関係者等との禁止行為等につい	○ 広島市職員倫理規具
	ているか。	て条例等に規定している。また、毎年度、全職	〇 職員研修実施計画
		員を対象に公務員倫理研修を行っている。	
	1-3 市長は、行動基	人事評価実施要綱において、職員の倫理を能	〇 人事評価実施要綱
	準等の遵守状況に係る評	力評価における評価項目の一つに掲げ、市民全	○ 広島市職員倫理条
	価プロセスを定め、職員	体の奉仕者として、服務規律を遵守し、公正に	○ 広島市職員倫理規具
	等が逸脱した場合には、	職務を遂行することができるか等の着眼点か	○ 懲戒処分の標準例
	適時にそれを把握し、適	ら、評価を行っている。	
	切に是正措置を講じてい	市長の下に倫理監督職員を置き、広島市職員	
	るか。	倫理条例又は広島市職員倫理規則に違反する行	
		為があった場合にその旨を市長に報告すること	

分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
		を義務付ける等、職員の職務に係る倫理の保持	
		を図るための体制を整備している。	
		また、懲戒処分の標準例を定め、広島市職員	
		倫理条例等に違反する行為に対して適切な対応	
		を行っている。	
2	市長は、内部統制の目的	を達成するに当たり、組織構造、報告経路及び適	
1	いるか。		
	2-1 市長は、内部統	市長の権限に属する事務を分掌させるための	〇 広島市事務分掌条例
	制の目的を達成するため	局及び室を置き、当該事務を処理するために必	〇 広島市事務組織規則
	に適切な組織構造につい	要な組織を設置している。また、適切な組織構	
	て検討を行っているか。	造について適時に見直しを行っている。	
		内部統制の取組を実行していくに当たって必	○ 広島市内部統制に
		 要な訓令を定め、当該訓令に基づき、内部統制	する規程
		 の目的の達成に向けて、市長をトップとする内	
		 部統制会議を置く等、内部統制体制を整備して	
		いる。	
	2-2 市長は、内部統	市長の権限に属する事務を処理するために必	○ 広島市事務組織規則
	制の目的を達成するた	 要な内部組織等を設置するとともに、職員の職	│ ○ 広島市職務権限規程
	め、職員、部署及び各種	 務権限及び事務の決裁手続について規定する訓	
	の会議体等について、そ	 令を定め、事務の遂行の責任体制の確立と事務	
	れぞれの役割、責任及び	の組織的かつ能率的な処理を図っている。ま	
	権限を明確に設定し、適	 た、適切な組織構造や職務権限等について適時	
	時に見直しを図っている	に見直しを行っている。	
	か。	内部統制の取組を実行していくに当たって、	○ 広島市内部統制に
		 全庁的な体制の整備及び運用に係るものとして	
		 内部統制会議を置き、業務レベルのリスク対応	
		 策の整備及び運用に係るものとして制度所管	する実施要領
		 課・制度運用課等の位置付けを設ける等、それ	
		ぞれの役割等を明確に定めている。	
3	 市長は、内部統制の目的を	□ ビ達成するに当たり、適切な人事管理及び教育研修	 を行っているか。
	3-1 市長は、内部統	広島市職員の人材育成基本方針において、目	○ 広島市職員の人材
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	指す職員像と求められる姿勢・能力を掲げてい	
		る。また、その具体的な取組として、多様な人	
		材の確保、適材適所の職員配置、職員研修の充	
		実を図る等、人事部門と研修部門が連携した人	
		材育成システムを推進している。	

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	とを支援しているか。		
	3-2 市長は、職員等の内部統制に対する責任の履行について、人事評価等により動機付けを図るとともに、逸脱行為に対する適時かつ適切な対応を行っているか。	て明確にし、その遂行結果を適正に評価し、そ の結果に基づいて適正な人事管理を行ってい る。職員は、自らの業務分担や現在の業務の状	○ 人事評価実施要領○ 懲戒処分の標準例
		行為に対する適時かつ適切な対応を行ってい る。	
П	リスクの評価と対応		1
		に係るリスクの評価と対応ができるように、十分 プロセスを明確にしているか。 「	な明確さを備えた目標を明 1
	4-1組織は、個々の業務に係るリスクを識別	制度所管課において、各種制度の目的を検討 した上で、その制度に係る事務を処理する上で	
	し、評価と対応を行うた め、業務の目的及び業務	生じるリスクの把握・評価を行っている。	○ 広島市内部統制に関する実施要領
	に配分することのできる 人員等の資源について検 討を行い、明確に示して いるか。	適正な業務執行体制の構築に当たって、業務 分担の見直し等の措置を講じた上で、より適正 かつ効率的な業務執行体制の構築を着実に進め るよう指示している。	○ 職員増減員要求等に
	を明示するとともに、それに従ってリスクの評価	広島市内部統制に関する規程等に、リスクの 把握・評価及びリスク対応策の整備に係る事務 プロセスを示している。また、これら一連の事 務が適時に行われるよう、内部統制推進グルー プ(内部統制推進部局)から全庁に指示してい る。	する規程 ○ 広島市内部統制に関 する実施要領
		に係るリスクについて、それらを識別し、分類し 必要に応じた対応をとっているか。	、分析し、評価するととも
		制度所管課を中心に、監査委員等から指摘等のあった不適切な事務処理その他の不適切な事 案等を参考に網羅的にリスクを識別している。	

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	5-2 組織は、識別さ	制度所管課が識別したリスクについて、過去	○ 広島市内部統制に関
	れたリスクについて、以	に不適切な事案が発生しているか等で分類し、	する規程
	下のプロセスを実施して	リスクの発生可能性及び影響度の重要性によっ	〇 広島市内部統制に関
	いるか。	て分析している。	する実施要領
	(1) リスクが過去に経験	制度所管課を中心に、リスクの発生する原因	
	したものであるか否	を多面的に検討した上で、発生防止の効果や費	
	か、全庁的なものであ	用、労力等から実効性を考慮した具体的な対応	
	るか否かを分類する。	策を検討し、リスク対応策を整備している。	
	(2) リスクを質的及び量		
	的(発生可能性と影響		
	度) な重要性によって		
	分析する。		
	(3) リスクに対していか		
	なる対応策をとるかの		
	評価を行う。		
	⑷ リスクの対応策を具		
	体的に特定し、内部統		
	制を整備する。		
	5-3 組織は、リスク	制度所管課を中心に、リスクの発生する原因	○ 広島市内部統制に関
	の対応策の特定に当たっ	を多面的に検討した上で、発生防止の効果や費	する規程
	て、費用対効果を勘案	用、労力等から実効性を考慮した対応策を検討	〇 広島市内部統制に関
	し、過剰な対応策をとっ	し、リスク対応策を整備している。	する実施要領
	ていないか検討するとと	また、不適切な事案が発生した場合は、制度	
	もに、事後的に、その対	所管課が中心となってリスク管理票の見直し等	
	応策の適切性を検討して	を行い、事後的にリスク対応策の適切性を検討	
	いるか。	している。	
6	組織は、内部統制の目的に	こ係るリスクの評価と対応のプロセスにおいて、	当該組織に生じ得る不正の
	可能性について検討している	ვ _{ბა} 。	
	6-1 組織において、	過去に発生した事務処理誤りや他の地方公共	○ 広島市内部統制に関
	自らの地方公共団体にお	団体等における不適切な事案等を参考に把握し	する規程
	いて過去に生じた不正及	たリスクについて、発生頻度を分析した上で、	〇 広島市内部統制に関
	び他の団体等において02-	発生防止の効果や費用、労力等から実効性を考	する実施要領
	2: 附属資料問題となった	慮した発生防止策を整備している。	
	不正等が生じる可能性に	不適切な事案が発生したときは、制度運用課	
	ついて検討し、不正に対	が制度所管課及び内部統制推進グループ(内部	
	する適切な防止策を策定	統制推進部局) に報告するとともに、制度所管	
	するとともに、不正を適	課において対応策の見直しや再発防止策を講じ	
ı	1	•	'

	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等		
	時に発見し、適切な事後	る等している。また、同様の事案の発生防止に			
	対応策をとるための体制	資するため、庁内LANの内部統制に関するホ			
	の整備を図っているか。	ームページに不適切な事案を掲載する等により			
		全庁でその情報を共有している。			
I 紡	売制活動				
7	組織は、リスクの評価及	び対応において決定された対応策について、各部	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー		
	体的な内部統制の実施とその結果の把握を行っているか。				
	7-1 組織は、リスク	制度運用課は、制度所管課から送付されたリ	〇 広島市内部統制に		
		スク管理票に記載された業務上のチェックポイ			
		ントを確認しながら、業務が適切に行われてい			
		るかどうかを自己点検し、その結果を制度所管			
	際に指示どおりに実施さ	課に報告している。	○ リスク管理票		
	れているか。		〇 リスク評価票		
	7-2 組織は、各職員	職員の職務遂行能力及び職員に求められる役	○ 人事評価実施要綱		
	の業務遂行能力及び各部	割の遂行結果を公正に評価し、その結果に基づ			
	署の資源等を踏まえ、統	いて、適正な人事管理を行っている。			
	制活動についてその水準	適切な組織構造や職務権限等について適時に	○ 広島市事務分掌条例		
	を含め適切に管理してい	見直しを行うなど、統制活動についてその水準			
	るか。	を含め適切に管理している。	○ 広島市職務権限規程		
0					
- 8	組織は、権限と責任の明確	催化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の	結果の検討等についての		
-	組織は、権限と責任の明確 針及び手続を明示し適切に写	確化、職務の分離、適時かつ適切な承認、業務の E施しているか。	結果の検討等についての		
-	針及び手続を明示し適切に写	と施しているか。	T		
-	針及び手続を明示し適切に第8-1 組織は、内部統	と施しているか。	〇 広島市事務分掌条例		
-	針及び手続を明示し適切に第8-1 組織は、内部統	E施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下	E施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必	○ 広島市事務分掌条例 ○ 広島市事務組織規則		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行ってい	底施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。	○ 広島市事務分掌条例 ○ 広島市事務組織規則		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化	底施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務 の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離している。	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市契約規則		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	下長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務 の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離して いる。 市長の留保権限及び職員の職務権限並びに事	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市契約規則○ 広島市職務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務 の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離している。	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市契約規則○ 広島市職務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務 の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離して いる。 市長の留保権限及び職員の職務権限並びに事 務の決裁手続を定める等、適時かつ適切な承認 を行っている。	○ 広島市事務分掌条例 ○ 広島市事務組織規則 ○ 広島市職務権限規程 ○ 広島市製約規則 ○ 広島市戦務権限規程		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離している。 市長の留保権限及び職員の職務権限並びに事務の決裁手続を定める等、適時かつ適切な承認を行っている。 自己点検及び自己評価の結果を踏まえて、リ	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市契約規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市職務権限規程○ 広島市内部統制に		
-	針及び手続を明示し適切に第 8-1 組織は、内部統制の目的に応じて、以下の事項を適切に行っているか。 (1) 権限と責任の明確化 (2) 職務の分離 (3) 適時かつ適切な承認	度施しているか。 市長の権限に属する事務を分掌させるための 局及び室を置き、当該事務を処理するために必 要な組織を設置している。 職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、 事務の遂行の責任体制を確立している。 契約事務について、監督の職務と検査の職務 の兼職禁止を定める等、適切に職務を分離して いる。 市長の留保権限及び職員の職務権限並びに事 務の決裁手続を定める等、適時かつ適切な承認 を行っている。	○ 広島市事務分掌条例○ 広島市事務組織規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市契約規則○ 広島市職務権限規程○ 広島市市職務権限規程○ 広島市内部統制にしている実施要領		

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	実施結果について、担当	制度所管課は、当該結果を取りまとめ、所管	○ 広島市内部統制に関
	者による報告を求め、事	する制度の適正化を図る見地から、リスク対応	する実施要領
	後的な評価及び必要に応	策の実施状況を評価している。	
	じた是正措置を行ってい	また、不適切な事案が発生した場合や自己評	
	るか。	価の結果が不備ありとなった場合は、必要に応	
		じて、リスク対応策の見直しや改善を講じてい	
		る。	
V 情	青報と伝達		
9	組織は、内部統制の目的に	C係る信頼性のある十分な情報を作成しているか。	
	9-1 組織は、必要な	文書の取扱いに係る訓令を定め、その中で文	〇 広島市文書取扱規程
	情報について、信頼ある	書を正確かつ迅速に取り扱い、常にその処理経	〇 文書事務の手引
	情報が作成される体制を	過を明らかにし、事務が能率的に処理されるよ	
	構築しているか。	う努めなければならないとする原則を規定する	
		とともに、公用文の作成等に関し手引を作成し	
		ている。	
		職員の職務権限及び事務の決裁手続を定め、	〇 広島市職務権限規程
		信頼ある情報が作成される体制を構築してい	
		る。	
	9-2 組織は、必要な	市政に対する意見・要望・苦情・提言等(市	○ 「市民の声」事務処
	情報について、費用対効	民の声)を受け付けた場合は、関係部局に送付	理手順書
	果を踏まえつつ、外部か	し、市政運営上の参考にするとともに、必要に	
	らの情報を活用すること	応じて関係部局から回答している。	
	を図っているか。	新聞記事やインターネット情報を活用して他	○ 広島市内部統制に関
		 の地方公共団体等における不適切な事案等の情	する実施要領
		報を収集し、庁内LANの内部統制に関するホ	
		ームページに掲載する等により全庁に周知を図	
		っている。	
	9-3 組織は、住民の	本市等が保有する個人情報について、その適	〇 広島市個人情報保認
	情報を含む個人情報等に	正な取扱いを定めた広島市個人情報保護条例に	条例
	ついて、適切に管理を行	基づき適切に管理している。	
	っているか。	個人情報を含む情報資産に対する安全対策を	○ 広島市情報セキュ!
		 推進し、市民の信頼を確保するため、情報セキ	ティポリシー
		 ュリティ対策に積極的に取り組んでいる。	
		 	□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □
		目を設け、職員への周知を図っている。	

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	続を定めて実施しているだ),	
	入手した情報が、それら		要綱 ○ 庁内LANの運用管
	を必要とする部署及び職員に適時かつ適切に伝達 されるような体制を構築	ANの資料室に登録し、庁内で共有できるよう	理に関する実施要領
	しているか。	文書管理システムで庁内の電子文書を一元的 に管理することにより、文書の共有・活用を図 っている。	
		市政に対する意見・要望・苦情・提言等(市民の声)を受け付けた場合は、関係部局に送付し、市政運営上の参考にするとともに、必要に応じて関係部局から回答している。	_
		行政機関通報を適切に処理するための処理手 順等を定めている。	○ 行政機関通報に関する取扱方針
	時かつ適切に利用される	職員の法令に違反する行為、公正を害する行 為等に関する職員等からの通報・相談を受け、 是正措置等を講ずる「広島市職員通報相談制 度」を設けている。また、通報を行った職員等 や調査に協力した職員等は、いかなる不利益な 取扱いも受けないこととしている。	に関する要綱
	に、当該情報提供をした ことを理由として不利な 取扱いを受けないことを 確保するための体制を構	行政機関に対する公益通報を適切に処理する ために処理手順等を定めるとともに、通報者等 の正当な利益を害することのないよう努めてい る。	
	築しているか。	市政に対する意見・要望・苦情・提言等(市民の声)を受け付けた場合は、関係部局に送付し、市政運営上の参考にするとともに、必要に応じて関係部局から回答している。	
V	ニニタリング	組織外から提供のあった情報のうち、個人情報に係るものは、広島市個人情報保護条例に基づき、適正に管理している。	

V モニタリング

11 組織は、内部統制の基本的要素が存在し、機能していることを確かめるために、日常的モニタリング及び独立的評価を行っているか。

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	11-1 組織は、内部	制度運用課において、リスク管理票等を活用	○ 広島市内部統制に関
	統制の整備及び運用に関	して日常的モニタリングを行っている。	する規程
	して、組織の状況に応じ	制度運用課の自己点検及び制度所管課の自己	○ 広島市内部統制に関
	たバランスの考慮の下	評価に基づき、内部統制評価部局において独立	する実施要領
	で、日常的モニタリング	的評価を実施している。	
	及び独立的評価を実施す	不適切な事案が発生した場合は、再発防止策	
	るとともに、それに基づ	を検討し、必要に応じてリスク管理票の見直し	
	く内部統制の是正及び改	を行っている。	
	善等を実施しているか。		
	11-2 モニタリング	不適切な事案が発生した場合、制度運用課は	○ 広島市内部統制に関
	又は監査委員等の指摘に	制度所管課にその概要を報告し、制度所管課は	する規程
	より発見された内部統制	制度運用課と協議をしながら再発防止策を検討	○ 広島市内部統制に関
	の不備について、適時に	し、必要に応じてリスク管理票の見直しを行	する実施要領
	是正及び改善の責任を負	い、内部統制推進グループ(内部統制推進部	
	う職員に伝達され、その	局) に報告書を提出している。	
	対応状況が把握され、モ	定期監査等の指摘は、関係部署のほか内部統	
	ニタリング部署又は監査	制評価部局等にも情報提供されるとともに、そ	
	委員等に結果が報告され	の対応状況については、監査委員等に報告され	
	ているか。	ている。	
VI I C T への対応			
12 組織は、内部統制の目的に係るICT環境への対応を検討するとともに、ICTを利用し		、ICTを利用している場	
	合には、ICTの利用の通	適切性を検討するとともに、ICTの統制を行って	いるか。
	12-1 組織は、組織	情報セキュリティ基本方針において、情報セ	○ 広島市情報セキュリ
	を取り巻くICT環境に	キュリティ対策の基本的な事項を定めている。	ティポリシー
	関して、いかなる対応を	情報セキュリティ対策基準において、情報セ	
	図るかについての方針及	キュリティ対策を実施するための具体的な遵守	
	び手続を定めているか。	事項や判断基準等を定めている。	
	12-2 内部統制の目	情報システム導入等に関し、国が示している	○ 広島市情報システム
	的のために、当該組織に	 指針等を参考にしながら、システム導入等にお	の導入等に関するガイ
	おける必要かつ十分なI	 ける企画から、調達、設計・開発、運用・保	ドライン
	CTの程度を検討した上	 守、評価までの一連のプロセスについて、一層	
	で、適切な利用を図って	 の改善・標準化を図ることを目的として、ガイ	
	いるか。	 ドラインを策定し、全庁的に運用している。	
	12-3 組織は、IC	情報セキュリティ対策が必要な脅威から情報	○ 広島市情報セキュリ
		資産を保護するため、調達・運用におけるセキ	
		ュリティ、技術的セキュリティ、業務委託セキ	
		ュリティ等に関する具体的な遵守事項等を定	
			1

区分	評価項目	内部統制の概要	主な判断資料等
	セス管理並びにシステム に関する外部業者との契	め、情報セキュリティ対策を実施している。 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証	
	約管理を行っているか。	するため、定期的に又は必要に応じて情報セキ ュリティ監査及び自己点検を実施している。	
		入力されるデータについて、範囲及び妥当性 のチェック機能並びに不正な文字列等の入力を	○ 広島市情報セキュリ ティポリシー
	て、入力される情報の網 羅性や正確性を確保する	除去する機能を組み込んでいる。 情報システム業務管理者は、所管する情報シ	
	統制、エラーが生じた場	ステムの運用について管理体制・運用手順を明	
		確にすることとしており、運用手順には、エラ 一の対応方法に係る事項を含めるよう定めてい	
	等に関する体制を構築しているか。	る。 情報セキュリティ対策基準において、情報資	
		産の管理方法と取扱いを定めている。 情報セキュリティポリシーの遵守状況を検証	
		するため、定期的に又は必要に応じて情報セキ ュリティ監査及び自己点検を実施している。	

(2) 評価結果

前記(1)の表のとおり、全庁的な内部統制については、不備は認められなかった。

2 業務レベルの内部統制の評価

(1) 評価方法

業務レベルの内部統制の評価については、各局等が所管する制度においてリスク対応策を整備して取り組んでいるリスクのうち過去の不適切な事案の発生状況や市民への影響度等を考慮し、リスク対応策の整備の必要性が高いもの(以下「重要リスク」という。令和4年度は、アの各表に記載する22件を選定した。)について、リスク対応策の内容、主な取組状況、制度所管課による自己評価の結果等を勘案して、当該内部統制の整備及び運用について不備があるかどうかを判断する。また、これらに不備があった場合又は重要リスクに係るもの以外の内部統制の対象事務について不備があった場合は、後記3の内部統制の総合評価において、当該不備が重大な不備に当たるかどうかを判断する。

ア 重要リスクに係るもの

(7) 企画総務局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価
助成対象者の誤決	○ 事務手順マニュアルの整	〔主な取組状況〕
定による三世代同	備・確認の徹底	○ 事務手順マニュアルを用いて、丁寧な事務引
居・近居支援事業	○ チェック欄の確認	継を徹底するとともに、事務処理誤りを防止す
助成金の誤支給	○ 担当職員以外の確認者によ	るため、前任者と適宜相談を行う体制とした。
	る二重チェック	○ 申請書の受付及び処理時に、チェックリスト
【三世代同居・近		の使用等により、子世帯・親世帯の小学校区の
居支援事業の審査	【令和4年3月2日整備】	確認を徹底した。
及び助成】		○ 申請書を処理するに当たり、担当職員以外の
		確認者による二重チェックを徹底した。
		〔自己評価〕 不備なし。

(1) 財政局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価
年金保険者への通	○ 年間スケジュールの把握	〔主な取組状況〕
知データの送信漏	○ 管理表の作成及び送信状況	○ 総務省及び認定委託先事業者が示す年金保険
れ	の進捗管理の徹底	者との情報交換スケジュールを把握する。
	○ 送信処理スケジュールの共	○ 年金保険者へのデータ送信状況管理表を作成
【個人市民税の賦	有	し、同管理表にデータの送信状況等を記載する
課】	○ 事務引継の徹底	ことにより、複数職員で進捗管理を徹底した。
		○ 送信処理スケジュールについて複数職員で情
	【令和4年3月1日整備】	報共有を図った。
		○ 人事異動の際、事務引継を徹底するととも
		に、係長は担当者に事務の重要性を十分に認識
		させた。
		〔自己評価〕 不備なし。

(ウ) 市民局

モーリー・	32 3)) # /H /h /h
重要リスク	リスク対応策	主な取組状況
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価
公民館使用料の誤	○ 指定管理者に対して(使用	〔主な取組状況〕
徴収	料単価等の)複数職員での確	○ 公民館ごとに各部屋の使用料金表を作成し、
	認について周知を行う。	単価の確認及び申請のあった使用時間の確認を
【公民館使用料の	-	複数職員で行うよう、指定管理者に対して周知
収納】	【令和4年2月24日整備】	を図った。
_		○ 使用料の検算を複数職員で行うよう、指定管
		理者に対して周知を図った。
		[自己評価] 不備なし。
施設の点検・整備	○ 法令・マニュアル等の確認	「主な取組状況」
の不備	の徹底	○ 法令・マニュアルを常時確認できるように組
	○ 専門知識を有する技術職員	織管理フォルダの所定の場所に保管した。
【施設の管理・改	との連携	○ 施設修繕について専門知識を有する技術職員
修】	○ 専門知識を有する施設管理	の助言等を受けるとともに、専門知識を有する
	者との連携	施設管理者に適宜点検等を行わせるようにし
	○ 施設管理者からの改修要望	t.
	の精査	○ 施設管理者からの施設・設備改修要望の優先
	○ 改修のための予算の確保	順位を基に、改修のための予算を確保した。
		Will Carlet Alboriage 1 31 Chapter out
	【令和4年2月25日整備】	〔自己評価〕 不備なし。
		CH CHIMIN I NW. & CO

(工) 健康福祉局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況		
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価		
納入通知書・督促 状・催告状の発送 遅延	○ 年間電算処理予定表(債権 関係)を活用し、進行管理を 行う。	〔主な取組状況〕○ 年間電算処理予定表(債権関係)を活用し、進行管理を行った。		
【生活保護の債権 管理】	【令和4年2月28日整備】	[自己評価] 不備なし。		
延	○ 未処理の書類の保管場所を 指定し、処理状況を可視化する。○ 係長及び課長による処理状況の管理を行う。【令和4年2月28日整備】	 〔主な取組状況〕 ○ 原則として申請があったものから処理を行い、処理を翌日以降に行う場合は、他の職員も確認可能な未処理箱等に保管した。 ○ 未処理箱等の確認及び担当者への聞取りにより、定期的に処理状況を把握した。 〔自己評価〕 不備なし。 		
高額介護サービス費等の支給遅延【高額介護サービス費等の支給】	 申請書類の保管場所の指定 管理簿等による受付・進行管理の徹底 係内での情報共有 申請者の死亡情報の適時適切な把握 相続人が来課した際の申請勧奨を書及び対面での未処理案件の引継ぎの合給決定時の未支給期間の有無の確認 【令和4年3月1日整備】 	 (主な取組状況) ○ 申請書類の保管場所を指定し、所定の場所に置かれているか随時確認した。 ○ 定期的に管理簿等により処理状況を確認した。 ○ ミーティングの時間を設けるなど係員が相談しやすい環境を整えるほか、定期的に業務の担当替えを行った。 ○ システムから出力される帳票、振込不能の発生情報等や他課との連携により死亡情報を確認した。 ○ 相続人に申請勧奨を行うとともに、相続人との調整状況をシステムに入力することで情報共有した。 ○ 年度をまたいで処理を要するものは、文書及び対面で確実に引継ぎを行った。 ○ 高額介護サービス費等の也のサービス費も含めて、未支給となっているものがないか確認した。 〔自己評価〕 不備なし。 		

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価
高額医療合算等の大きには、高額医療合算のの大きには、高額医療合質を発達している。「では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般	○ 申請書類の保管場所の指定○ 管理簿等による受付・進行管理の徹底○ 係内での情報共有○ 申請者の死亡情報の適時適	 (主な取組状況) 申請書類の保管場所を指定し、所定の場所に置かれているか随時確認した。 ○ 定期的に管理簿等により処理状況を確認した。 ○ ミーティングの時間を設けるなど係員が相談しやすい環境を整えるほか、定期的に業務の担当替えを行った。 ○ システムから出力される帳票、振込不能の発生情報等や他課との連携により死亡情報を確認した。 ○ 相続人に申請勧奨を行うとともに、相続人との調整状況をシステムに入力することで情報共有した。 ○ 年度をまたいで処理を要するものは、文書及び対面で確実に引継ぎを行った。 ○ 高額医療合算介護サービス費等のを治決定時には、高額介護サービス費等の他のサービス費も含めて、未支給となっているものがないか確認した。
特別障害者手当及 び障害児福祉手当 の誤支給 【特別障害者手当 及び障害児福祉手 当の支給】	ムへの入力方法を熟知させる。 ○ 制度の内容について、係内	 〔自己評価〕 不備なし。 〔主な取組状況〕 ○ 担当職員は、マニュアルを熟読するとともに制度所管課が主催する説明会に参加した。 ○ 制度の内容について、担当職員以外の職員にも情報共有した。 ○ 毎月のバッチ処理により作成される施設入所者等のリストを必ず確認した。 ○ 定時の所得状況届の提出の際、施設入所等の確認をした。 〔自己評価〕 不備なし。
個人情報が含まれた文書の誤送付 【こども医療費補助】	○ 申請書と印字された受給者 証等との突合の徹底○ 複数職員による確認の徹底【令和4年2月25日整備】	〔主な取組状況〕○ 申請書の内容と印字された受給者証等の記載 内容との突合を行った。○ 送付先住所等に誤りがないか、複数職員で確 認した。〔自己評価〕 不備なし。

(オ) こども未来局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況			
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価			
保育料・副食質の算定誤り	○ 引継書への明記○ 制度所管課からの注意喚起 (の情報共有)	〔主な取組状況〕○ 前任者は、マニュアル等を使い後任者に確実に引継ぎを行った。			
【保育料・副食費 の賦課】	○ 複数職員による確認の徹底	○ 制度所管課から届いた業務に係る内容のメールを係内で供覧した。			
	【令和4年3月4日整備】	○ 多子軽減の対象施設に該当するかどうかについて、担当職員及び決裁者による確認を徹底した。			
		○ 申請内容に応じた通知になっているか、複数 職員で確認した。			
		[自己評価] <u>不備あり(4件)。</u>			
		≪主な不適切な事案の内容等≫事案の内容一部の制度運用課において、保育料の賦課			
		漏れが生じた。			
		保育園の施設情報をシステムに新たに登録 する際、確認が不十分であったため、誤った			
		識別コードを設定した結果、保育料の賦課処 理が行われず、保育料の納入通知書が発行さ れなかった。			
		• 事案の対応結果 識別コードを修正し、納入通知書を発行し			
		た。 ・ 再発防止策 施設情報の登録時に識別コードの設定に誤りがないか複数職員で確認する。			
		また、識別コードの分類について、研修等 で周知を図る。			
納付書等の誤送付	○ 関係者情報等のシステムへ	〔主な取組状況〕			
【母子・父子・寡婦福祉資金の貸付	の入力内容及び送付書類の複	○ 申請書類とシステムへの入力内容とが一致していることや、送付リストと送付書類とが一致していることを複数職員で確認した。			
け]	【令和4年3月3日整備】	〔自己評価〕 <u>不備あり(1件)。</u>			
		《不適切な事案の内容等》			
		・ 事案の内容 一部の制度運用課において、償還予定表の 誤送付が生じた。			
		 事案が発生した原因 納入通知書と償還予定表を封入する際の確 			
		認が不十分であった。 事案の対応結果			
		誤送付した償還予定表を回収し、正しい償 還予定表を送付した。 • 再発防止策			
		・ 再発的正束 送付書類の複数職員による確認を徹底する よう周知を図る。			

(カ) 環境局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況		
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価		
最低制限価格基準	○ 事務処理マニュアル等の確	〔主な取組状況〕		
額の入力誤り	認	○ 疑義が生じた場合には、事務処理マニュアル		
	○ 入札業務担当者から予定価	等を確認することを徹底した。		
【家庭ごみ収集運	格等決定者への入札制度の事	○ 入札実施前の入札業務担当者から予定価格等		
搬業務の入札】	前説明を実施	決定者への事前説明は、事務処理マニュアル等		
	○ 複数回の検算を実施	を双方が確認しながら行った。		
		○ 複数回の検算を実施した。		
	【令和4年3月3日整備】			
		〔自己評価〕 不備なし。		

(キ) 経済観光局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況			
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価			
使用料の誤徴収及	○ 研修への参加	〔主な取組状況〕			
び徴収漏れ	○ 職場研修の実施	○ 担当職員は、研修に参加するとともに、研			
	○ 法令・マニュアル等の確認	資料を基に職場研修を実施した。			
【行政財産(法定	の徹底	○ 最新の法令・マニュアル等を共有ファイルに			
外公共物) 使用許	○ 制度所管課からの注意喚起	とじ、疑義が生じた場合は必ず確認した。			
可】	(の情報共有)	○ 担当職員は、制度所管課からの注意喚起の			
	○ 複数職員による確認の徹底	容について職場内で周知を図った。			
	○ 内容変更に係る入力の徹底	○ 使用料の算定額、徴収額及び許可内容につい			
		て受付台帳に記録し、複数職員で内容を確認し			
	【令和4年3月3日整備】	た。			
		○ 内容変更を把握した場合、原則、当日中に受			
		付台帳に入力した。			
		〔自己評価〕 不備なし。			

(ク) 都市整備局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況		
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価		
申請後処理に対す	○ 受付台帳による進行管理	〔主な取組状況〕		
る遅延、処理漏れ	○ 申請書類の保管場所の指定	○ 係長は、定期的に受付台帳を確認し、事務処		
及び審査誤り	○ 研修への参加	理に遅延がないかを把握するとともに、適宜、		
	○ 法令・マニュアル等の確認	係員に必要な指導を行った。		
【屋外広告物の許	の徹底	○ 申請書類の保管場所を指定し、係長が随時点		
可】	○ 複数職員による確認の徹底	検した。		
		○ 担当職員は、研修に参加し制度の理解を深め		
	【令和4年3月1日整備】	るとともに、最新の法令・マニュアル等を共有		
		ファイルにとじ、疑義が生じた場合は必ず確認		
		した。		
		○ 係長は、特殊な案件等の決裁の際は、担当職		
		員から説明を受けて確認することを徹底した。		
		○ 決裁時には必ず屋外広告物調書を添付し、複		
		数職員で確認するよう徹底した。		
		〔自己評価〕 不備なし。		

(ケ) 道路交通局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況		
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価		
道路占用料・路面 復旧監督費の誤徴 収 【道路占用許可】		 〔主な取組状況〕 ○ 担当職員は、制度所管課主催の初任者研修に参加するとともに、研修資料を基に職場研修を実施した。 ○ 最新の法令・マニュアル等を共有ファイルにとじ、疑義が生じた場合は必ず確認した。 ○ 道路占用物件許可台帳を活用して、算定額に誤りがないか複数職員で確認した。 		
		[自己評価] 不備なし。		
道路占用料・路面 復旧監督費の納入 通知書の送付漏れ 【道路占用許可】		 〔主な取組状況〕 ○ 道路占用物件許可台帳を活用し、調定及び納入通知書の発送に漏れがないか複数職員で確認した。 ○ 係長は、道路占用物件許可台帳により進行管理を行い、適宜、係員に必要な指導を行った。 ○ 制度所管課は、制度運用課がチェックした道路占用物件許可台帳の提出を求め、納入通知書の発送状況等を確認した。 〔自己評価〕 不備なし。 		
未納者への督促・催告漏れ【道路占用許可】	○ 道路占用物件許可台帳による進行管理の徹底○ 複数職員による定期的な納付状況の確認【令和4年2月25日整備】	 〔主な取組状況〕 ○ 道路占用物件許可台帳に進捗状況を記載し、 道路占用許可事務マニュアルに基づき、督促、 催告等の債権管理事務の進行管理を徹底した。 ○ 納付が確認できない場合は督促状を送付し、 速やかな納付が見込めない場合は未納者ごとに 記録を作成し進行管理を徹底した。 ○ 複数職員により定期的に未納者を確認した。 ○ 係長は、随時道路占用物件許可台帳を確認 し、未納状況を把握するとともに、係員に必要 な指導を行った。 〔自己評価〕 不備なし。 		

(コ) 消防局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況			
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価			
消防団員の報酬の	○ 担当者のみに書類の確認を	〔主な取組状況〕			
誤支給	任せず、決裁に併せて複数職	○ 消防署及び消防局において、複数職員で出務			
	員が書類の確認を行う。	状況を確認した。			
【消防団員の報酬	○ 作業の進行管理を適切に行	○ 室長補佐が報酬の支給時期を確認し、適切に			
の支給】	う。	進行管理を行った。			
	○ 消防団員出務報酬取扱基準	○ 分団長以上が参加する会議において、消防団			
	等を周知徹底する。	員出務報酬取扱基準等の周知を図った。			
	【令和4年3月1日整備】	[自己評価] <u>不備あり(1件)。</u>			
		≪不適切な事案の内容等≫			
		 事案の内容 			
		消防団員の報酬の誤支給が生じた。			
		 事案が発生した原因 			
		消防団員の団員情報をシステムに入力する			
		際、確認が不十分であったため、誤った日付			
		を入力した結果、任用していない期間が報酬 の支給対象となった。			
		の文和対象となつた。 ・ 事案の対応結果			
		対象者に返納してもらった。			
		利 家有 に 返網 し く も り り た。 ・ 再発防止策			
		担当職員による入力項目や担当職員以外の			
		職員による確認項目を整理した資料を新たに			
		作成した。			
		11 192 0 100			

(サ) 教育委員会事務局

重要リスク	リスク対応策	主な取組状況		
【業務】	【整備又は更新年月日】	自己評価		
収入消込処理誤り	○ データを誤って消込処理し	〔主な取組状況〕		
	た場合に表示されるエラーメ	○ 収入消込処理の際には、エラーメッセージが		
【授業料等の収	ッセージの有無を確認する。	表示されていないことを確認した。		
納】				
	【令和4年3月1日整備】	〔自己評価〕 不備なし。		
授業料等に係る滞	○ 要綱及び事務マニュアルの	〔主な取組状況〕		
納整理簿の未作成	確認の徹底	○ 要綱及び事務マニュアルに基づき滞納整理事		
等不適切な債権管		務を行った。		
理	【令和4年9月13日更新】	○ 納付折衝を行った場合は、必ず滞納整理記録		
		簿に記録することを徹底した。		
【授業料等の徴		○ 制度所管課は、制度運用課に対し滞納整理記		
収】		録簿の提出を求め、滞納整理事務の執行状況を		
		確認した。		
		[自己評価] 不備なし。		
青少年施設使用料	○ 複数職員による確認の徹底	〔主な取組状況〕		
の誤徴収	○ 使用料等改定時の事務処理	○ 使用料を徴収する際は、複数職員でのチェッ		
	の確認	クを確実に行うよう指定管理者に対し指導し		
【青少年施設の管		た。		
理・運営】	【令和4年2月25日整備】	○ 指定管理者から毎月送付される収納報告書類		
_ · 		の徴収額に誤りがないことを、複数職員で確認		
		した。		
		•		
		[自己評価] 不備なし。		
		3—		

イ 重要リスクに係るもの以外(不適切な事案)

評価対象期間中に発覚し、内部統制推進グループ (内部統制推進部局) に報告があった不適 切な事案 (重要リスクに係るものを除く。) の概要は、次の表のとおりである。

事務の区分	報告数	主な内容		事案が発生した 主な原因	主な再発防止策
予算に関する事務	1	○ 予算説明資料の記載誤り	0	記載内容の確認不足	○ 複数職員による確認
収入に関する事務	3 5	○ 使用料等の誤徴収	0	事務処理の認識不足	○ 複数職員による確
		○ 通知等の誤送付	\circ	算定基準等の確認不足	認
		○ 収納金等の金融機関へ	\circ	進捗管理の未実施	○ 適正な事務引継
		の払込遅延	\circ	送付物等の確認不足	○ 事務処理について
		○ 負担金等の徴収漏れ	\circ	システムへの入力漏れ	の周知徹底
		○ 使用料の減免額誤り			○ 手順書の作成又は
					改訂
					○ 事務処理等の見直
					L
支出に関する事務	4 7	○ 通知等の誤送付	0	送付物等の確認不足	○ 複数職員による確
		○ 手当等の誤支給	\circ	事務処理の認識不足	認
		○ 手当の支給等遅延	0	算定基準等の確認不足	○ 事務処理について
		○ 補助金の過払い	0	システムへの入力漏れ	の周知徹底
		○ 受給者証の誤記載	0	進捗管理の未実施	○ 事務処理等の見直
					L
					○ 手順書の作成又は
					改訂
					○ 適正な事務引継
決算に関する事務	2	○ 決算資料の記載内容の	0	記載内容の確認不足	○ 複数職員による確
		不統一			認
契約に関する事務	6 3	○ 単価の適用誤り	0	単価等の確認不足	○ 複数職員による確
		○ 数量の計上誤り			認
		○ 算定基準の適用誤り			
現金及び有価証券	1	○ 釣銭資金の未受領	0	事務処理の認識不足	○ 引継書への明記
に関する事務					
財産に関する事務	2	○ 庁用自動車の任意保険	0	事務処理の認識不足	○ 引継書への明記
		加入漏れ			
計	1 5 1				
	_				

(2) 評価結果

前記(1)のア及びイの表のとおり、業務レベルの内部統制については、不備が認められた。

3 内部統制の総合評価

全庁的な内部統制に不備はなく、業務レベルの内部統制における不備について事案ごとに検討した結果、重大な不備に当たると認められるものはなかった。

よって、本市の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、及び 評価対象期間において有効に運用されていると判断する。

※ 内部統制の重大な不備

内部統制の重大な不備とは、内部統制の不備のうち、事務の管理及び執行が法令に適合していないこと又は適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いもの又は実際に生じさせたものをいう。